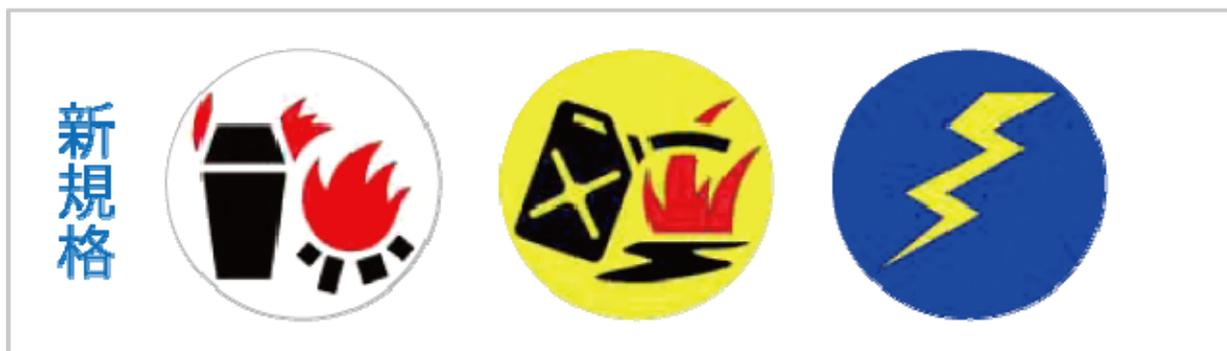


古い消火器が使えなくなります

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等（一般住宅は含まれません）で型式が失効している旧規格の消火器を継続的に設置できるのは**2021年12月31日**までです。2022年1月1日以降は型式失効した消火器は認められませんので、新規格の消火器に取替える必要があります。

～新旧規格消火器の見分け方～

- ・ 製造年が2012年以降のものは旧規格の消火器ではありません。製造年が2011年以前（旧規格）のものは以下の内容を確認してください。
- ・ 適応火災が「文字」で「普通・油・電気」と表示されていたら「旧規格」の消火器です。



適応火災が「絵」で表示されていたら「新規格」の消火器です。

錆や変形・腐食がある消火器を使用すると破裂する危険があります。

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると経年で不具合が生じることがあります。

メーカーが推奨する業務用消火器の設計標準期限は約 10 年です。

また、住宅用消火器の有効期間は約 5 年です。

任意で住宅に設置している消火器には交換義務はありませんが、当該期間内での交換を推奨します。

不要になった消火器の処分はリサイクル窓口にご相談ください。

大館市のリサイクル窓口

・(株)相場商店 大館営業所 0186-48-2688

大館市大茂内字上瘤之木岱 74 番地 2

・太平熔材(株) 大館営業所 0186-42-0811

大館市池内字中台 278 番地

大館市の場合、エアゾール（スプレー缶）式消火具の処分は

中身を使い切って

屋外で穴をあけて

缶ごみの収集日に出してください